

報第46号

専決処分報告について

(道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について)

道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和5年(2023年)12月12日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

専第 2 1 号

道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について

本市管理の道路上（茨目三丁目地内）で発生した自動車の事故に関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年（2 0 2 3 年）1 2 月 6 日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
(記載削除)	柏崎市は、相手方の自動車の被害総額（64,417円）のうち、100パーセント相当額を損害賠償額として相手方に支払うものとする。	円 64,417